

「吉野川学識者会議」の傍聴者の皆様へ 傍聴にあたってのお願い

(主旨)

吉野川学識者会議(以下「学識者会議」という。)は、河川法に基づき吉野川水系河川整備計画を策定するにあたり、「吉野川の河川整備(直轄管理区間)」(但し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く)に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、それぞれの立場から河川管理者に対して必要な意見を述べることを目的として開催するものです。

学識者会議を円滑に進めるため、傍聴の皆様には以下のお願いをするものです。

(学識者会議の傍聴)

- 1 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - 会議における発言等への批判や可否の表明、拍手などをしないで下さい。
 - 発言、私語、談論などをしないで下さい。
 - はちまきの着用、プラカードの持ち込みなどをしないで下さい。
 - ビラ、資料等の配布をしないで下さい。
 - 携帯電話は、マナーモードに設定もしくは電源を切り、使用しないで下さい。
 - みだりに傍聴者席を離れないで下さい。
 - 会議中での発言はできません。ご意見・ご質問がある方は、意見記入用紙にご記入のうえ受付の回収箱に投函下さい。
 - その他、会場の秩序を乱したり会議の妨げとなるような行為をしないで下さい。
- 2 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。その場合は、速やかに退室して下さい。
- 3 以上のほか、傍聴者は司会、議長及び事務局の指示に従って下さい。

事務局：国土交通省 四国地方整備局